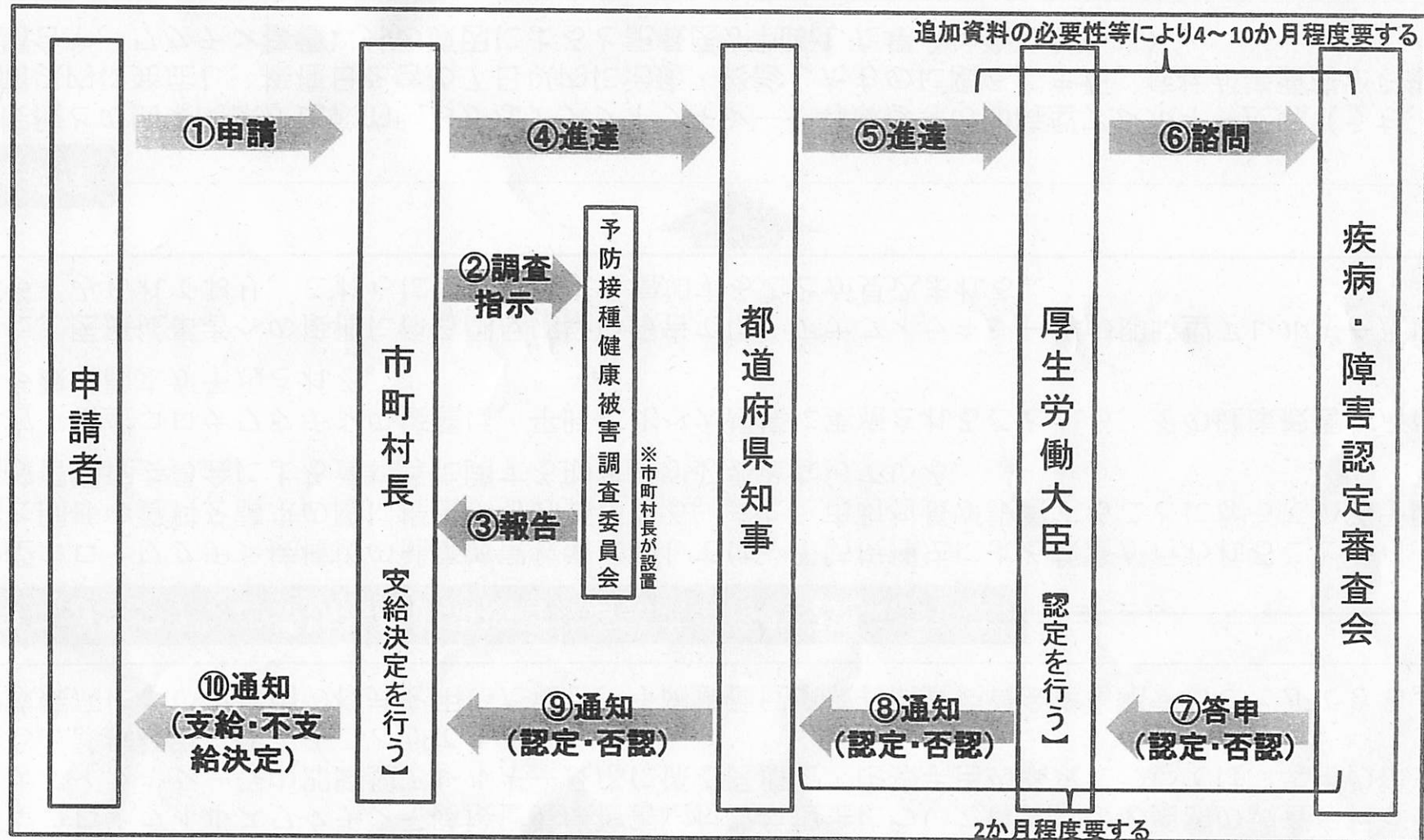


(参考) 健康被害救済に係る手続きについて

- 健康被害救済の申請が行われた場合、以下のような手続きで審査・通知等が行われる。
- 申請書類の確認や追加資料の提出等が必要なため、通常、国が申請を受理してから、疾病・障害認定審査会における審議結果を都道府県知事に通知するまで4～12か月程度の期間を要する。



新型コロナワクチン接種後の健康被害救済について

- 新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害給付費負担金については、今後必要額の調査を行う予定。
- アナフィラキシー等の即時型アレルギー反応に係る医療費・医療手当の請求については、専用の様式を導入し、診療録等に代えることができる。
- 対象疾病について専用の様式を用いた場合、予防接種健康被害調査委員会を省略することができる。

新型コロナワクチンの予防接種健康被害救済請求事務の変更について

- ・ 新型コロナワクチン接種後の健康被害救済に関しては、予防接種法による救済が行われることから、定期接種と同様の資料を請求の際に提出する必要がある。また、市町村長が設置することになっている予防接種健康被害調査委員会による資料等に関する助言等が必要となっている。
- ・ 一方、新型コロナワクチンの接種は、平時に比べ大規模に実施されることから、その健康被害救済についても多数の請求が予想される。
- ・ また、医療従事者への接種に係る副反応疑い報告では、アナフィラキシー等の即時型アレルギー反応の報告が多くみられており、これらに関する請求も増加することが見込まれる。



対象疾病

予防接種との因果関係が比較的明らかなアナフィラキシーや蕁麻疹等の即時型アレルギー反応（うち、接種後4時間以内に発症し、接種日を含め7日以内に治癒・終診したものに限る。また、症状が接種前から継続している場合や、ワクチン接種以外の原因によると記載医が判断した場合は含めない。）

- 医療費・医療手当の請求については、専用の様式を医師が記載することで、診療録に代えることとし、診療録の提出を求めない。
- 対象疾病について請求を行う場合は、予防接種健康被害調査委員会による助言等を経ることなく、厚生労働省に進達可能とする。
- これらの対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」の改正により対応し、新型コロナワクチン接種後の健康被害救済に限ることとする。